

大分県告示第四百四十三号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を次のとおり定める。

平成十四年四月十一日

大分県知事 平松守彦

大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(一) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方
資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用（リユース）を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用いることができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければならない。

(二) 分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(三) 再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

2 大分県における状況

(一) 地域特性

九州の東部に位置する本県は、面積 六千三百三十七・九七キロ平方メートル、九州の北東部に位置しており、「九州の屋根」と呼ばれる「くじゅう山群」をはじめ由布・鶴見、祖母・傾の山々が連なり、県土の約七割が森林で占められている。海岸線は、北部は遠浅海岸、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸と変化に富み、複雑な地形を形成している。また、姫島（姫島村）、保戸島（津久見市）、大入島（佐伯市）等、人が居住する島が点在している。

平成十二年国勢調査による県の人口は、平成十二年十月一日現在百二十二万千百四十人で、その三分の一を超える四十三万六千四百七十人が県都大分市に居住

している。生活圏別人口は、大分臼津地域に五十四万八千六百二十二、別杵国東地域に二十二万二千三百八人、大野直入地域に八万七千七百六十人、県北地域に十七万六千七十八人、県南地域に八万四千四百四十九人、日田玖珠地域に十七万九千二百一十三人となっている。

なお、県全体の世帯数は四十五万三千八百十四世帯である。

建築物等の現況では、平成十二年一月一日現在で約七千八百六十三万平方メートルの建物面積のうち、約六パーセントの四千六百八十一万平方メートルが木造家屋である。主な解体工事となる住宅に関しては、平成十年の住宅・土地統計調査によると県内の住宅戸数は約四十三・四万戸で、うち終戦前に建築された住宅が三・三万戸あり、特に大分市を除く地方部に多く存在している。また、住宅の十九・五万戸が木造で、防火木造を加えると二十九・七万戸となり、木造系が全体の六十八パーセントを占めている状況である。

建築統計年報によると最近五か年の合計で約五万棟の建築物が着工されており、約一万棟の建築物が除却されている。構造別除却棟数では木造の棟数が全体の八十五パーセント以上を占め、木造除却建築物の一棟あたりの床面積は、百〇百十平方メートルとなっている。

土木工事は、その規模を統一的に示す適切な表現がないことから工事金額での把握となるが、平成十二年度の工事の発注状況では、五百万円以上の工事が、工事件数の五十六・五パーセント、工事設計額の九十六・〇パーセントを占めている。

平成八年の事業所数の割合は、卸売・小売業・飲食店が四十四・〇パーセントと最も多く、ついでサービス業が三十・二パーセントであり、建設業は九・八パーセントとなっている。

(二) 大分県における廃棄物処理の現状と課題

平成十年度を実施した大分県産業廃棄物実態調査によると平成九年度の本県における建設業からの廃棄物排出量は六十三万トンとなっており、県全体排出量の十七パーセントを占めている。排出量を種類別にみると建設廃材が五十二万六千トン（八十三パーセント）で最も多く、以下、汚泥が五万七千トン（九パーセント）、木くずが二万五千トン（四パーセント）等となっており、これら三種類で排出量の九十六パーセントを占めている。排出量 六十三万トンのうち、三十万三千トン（四十八パーセント）が再生利用され、三万二千トンが減量化、二十八万八千トン（四十六パーセント）が最終処分されている。

また、平成十二年度建設副産物実態調査によると、平成七年度に比較し、特定建設資材廃棄物の再資源化率は全ての品目で向上しており、アスファルト・コン

クリート塊、コンクリート塊は、九十パーセントを超え建設発生木材も二十九パーセントとなっている。

全体的に産業廃棄物の発生量が横ばい傾向が続くと推察される中、建設業における産業廃棄物の発生量は増加の傾向にあり、平成十七年度では、平成九年度に比べ七・五パーセント増の六十七万九千トンの発生量が予測される。

中間処理施設は、焼却、破碎施設とも大分市周辺に多く位置しているが、高度なダイオキシン類排出防止機能をもつ施設の建設が急務である。

最終処分場は、大分市周辺を中心に県内各地に点在しているが、産業廃棄物が増加・多様化してきている中で、その能力については充分とはいいがたい状況である。

また、山間部、島での直接の再資源化はその施設整備と運搬費の関連から難しく、新たな再資源化への対応も考慮しなければならない。

(三) 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方

法第九条第四項に規定する建設工事の規模に関する県が定める基準については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号。以下「政令」という。）第二条で定める規模とする。

なお、建設資材廃棄物の発生量等は地域によって異なるため、県はその地域の実状を踏まえつつ、適切な対象建設工事の規模等についての調査を実施し、必要に応じ、その規模に関し、政令に代えて適用すべき基準の検討を行う。

(四) 条例により定める距離に関する基準の考え方

法第十七条に規定する再資源化をするための施設の距離に関する県が定める基準は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省・環境省令第一号。以下「省令」という。）第三条で定める距離とする。

なお、再資源化施設の立地状況等は地域によって異なるため、県はその地域の実状を踏まえつつ、再資源化施設の早期整備への取り組み状況に応じ、その距離に関し見直しが必要な場合は、省令に代えて適用すべき基準の検討を行う。

3 地域の社会経済情勢等を踏まえた関係者の役割分担の在り方

建設リサイクルに関わる者は、国の基本方針における関係者の役割に努めるほか、「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成十一年大分県条例第四十七号）」の廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用における、県・事業者・県民の責務を遵守していくものとする。

建設産業は、資材の利用、廃棄といった面で極めて大きな影響を有する産業であり、このことを建設工事の関係者がしっかりと認識し、建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの徹底を図ることが、資源循環型社会を構築する上で強く求められている

ことを認識し、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

- (一) 建設資材の製造者
建設資材の製造に携わる者（以下「建設資材の製造者」という。）は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。
- (二) 建築物等の設計者
建築物等の設計に携わる者（以下「建築物等の設計者」という。）は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。
- (三) 発注者
発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。
- (四) 元請業者
元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。
- (五) 施工者
建設工事を施工する者（以下「施工者」という。）は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

- (六) 建設資材廃棄物の処理を行う者
 - 排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならぬ。
- (七) 県
 - 県は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発に努めることとする。
- (八) 市町村
 - 市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。
- 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 1 排出の抑制の必要性
 - 建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものも多く、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。
 - 2 排出抑制のための関係者の役割
 - 建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。
 - (一) 建築物等の所有者
 - 建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。
 - (二) 建設資材の製造者
 - 建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。
 - (三) 建築物等の設計者
 - 建築物等の設計者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(四) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(五) 施工者

施工者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(六) 県及び市町村

県及び市町村は、自ら建設工事の発注者となる場合は、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むほか、必要な措置を講ずるよう努める。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後十年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成二十二年度における県の再資源化等率は、次表の上欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	九十五パーセント
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	九十五パーセント
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	九十五パーセント

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果や再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(一) 再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、県は、補助等を活用することにより、再資源化施設の整備を促進する必要がある。

市町村は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国や県とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく施策を推進する必要がある。

(二) 再資源化等の促進のための具体的方策等

コンクリート塊

破碎、選別、混合物除去、粒度調整等により、再生骨材等（再生クラッシュ）ラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等をいう。以下同じ。）として、道路等の舗装（道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装をいう。以下同じ。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

建設発生木材

建設発生木材は、そのまま再利用できる品質の良い柱や梁などは少ないことから、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード

（建設発生木材を破碎したものを用いて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）、再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。このような技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものではできない限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

具体的には、次のとおりである。

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあり、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合は、できる限り他の建設資材廃棄物と分別し、当該施設等に搬出するよう努める必要がある。このうち、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されることから、ひつ迫が特に著しい管理型最終処分場（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物（以下「管理型処分品目」という。）の最終処分場をいう。以下同じ。）の状況を勘案

すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 再資源化により得られた物の利用促進のための関係者の役割

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

（一）建設資材の製造者

建設資材の製造者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

（二）建築物等の設計者

建築物等の設計者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注者として注しよとする者の理解を得るよう努める必要がある。

（三）発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

（四）施工者

施工者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについて発注者の理解

を得るよう努める必要がある。

(五) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(六) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努める。

(七) 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

2 公共事業における利用の目標

県の事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、県の事業以外の公共事業においても、県の事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

(一) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、これまでも再生利用が行われてきており、今後もその活用を図っていく。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から四十キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用するなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から四十キロメートル及び運搬時間一・五時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

(二) 建設発生木材

建設発生木材については、一部は破砕後の堆肥材料や厚層基材への材料等への再生利用がなされており、民間部門を中心に需要は広がりがつつある。しかしながら、家屋解体物を中心とした木材は、木材そのものに防腐剤等の添加物が注入されていたり、解体時に異物（鉄釘、ガラス、紙、石膏ボード等）の混入が多く、再利用しにくい状況にある。現在の工法においては、かなりの部分について焼却処分することが妥当な状況であるが、ダイオキシン対策上から焼却炉の規制が益々厳しくなる現状では、早急に解体木材が再利用可能な形での分離・分別解体方法を検討する必要がある。国の研究と合わせ、分別解体の手法を見直し、解体に必要な工法・金額を県民に判りやすいかたちで、情報提供を行うことにより、発生材の再利用範囲の拡大を図る必要がある。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

(三) その他

その他の再資源化により得られたものについても、必要な品質の確保や環境への安全性、自然環境保全への配慮を考慮した上で施工性、経済性等の適用性について検討を行い利用への積極的な取組を行う。

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

1 地域での広報・啓発活動に関する方策

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ、県は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習・研修会の実施、資料の提供その他の措置を講じることとする。

また、発注者に対しても再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、講演会の実施、資料の提供、ホームページによる情報提供、広報誌の活用その他の措置を講じることとする。

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び再資源化等に要する費用を適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要であるが、現状では、この認識が必ずしも十分でない。

(一) 発注者

発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

(二) 受注者

受注者は、自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(三) 県及び市町村

県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向け理解と協力を得るよう努めることとする。

2 各種情報の提供等に関する事項

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるよう努めるものとする。

3 分別解体等及び処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

なお、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要がある。過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当である。また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要がある。

さらに、断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題がある。このため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的な断熱材の回収、フロン類の回収・処理のための技術開発・施設整備等必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、

粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

なお、このCCA処理木材については、残存するCCAに関する経済的な判別・分離・処理技術が未確立であること等の課題があるため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的なCCA処理木材の分離・回収、再資源化のための技術開発・施設整備等必要な措置を講じ、CCA処理木材の再資源化の推進に努める必要がある。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

七 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保等に関する事項

1 適正な実施の確保

県及び市町村は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するため、必要な事務について、合理的な役割分担を図るとともに、事務の円滑な処理のため連携協力していくこととする。

なお、事務を円滑に処理するため必要な事項については別途定めることとする。

2 指針の見直し

県は、法の施行状況、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況、特定建設資材の再資源化施設の立地状況、建設資材廃棄物に関する調査の結果や再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、本指針の内容について見直しを行う等必要な措置を講ずることとする。